

## 菊陽町農業集落排水施設の設置要綱

菊陽町農業集落排水施設の設置要綱を次のとおり制定する。

(目的)

第1条 この要綱は、平成10年に完了した、白水地区農業集落排水事業において、管渠及び公共柵を設置する場合、その設置の基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法(昭和27年法律第180号)第2条に規定する道路及び菊陽町法定外公共物管理条例(平成15年菊陽町条例第23号)第2条に規定する里道をいう。
- (2) 管渠 排水管渠をいう。
- (3) 公共汚水柵 宅地内等からの汚水を農業集落排水施設に取り入れるもので、町が設置し、管理を行うものをいう。
- (4) 排水設備 菊陽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成10年菊陽町条例第10号)第3条第4号に規定する排水設備(屋内の排水管、これに固着する洗面器及び便器並びに水洗便所のタンクを含み、し尿浄化槽を除く。)をいう。
- (5) 処理開始の公示 菊陽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定による公示をいう。
- (6) 開発行為 都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更(単なる分合筆のみを目的とした権利区画の変更、建設自体と不可分な一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等の行為は原則として開発行為には該当しない。また、農地等の宅地以外の土地を宅地とする場合は、原則として開発行為に該当する。)をいう。

(管渠延長工事及び申請等)

第3条 前条第5号の規定による処理開始の公示がされた区域外で、管渠延長工事(次の各号のすべてに該当する場合に限る。)を希望する者(以下「申請者」という。)は、排水設備を公共汚水柵に固着させようとする年度の前年11月までに、**管渠延長工事申請書(別記様式第1号)**を町長に提出しなければならない。ただし、急を要するやむを得ない理由があると町長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 公共汚水柵の設置に起因する管渠延長工事であり、かつ、管渠の布設延長が既設管渠から概ね100メートル以内であること。
  - (2) 管渠延長工事の実施箇所は、概ね1メートル以上の幅員が確保できる公道であること。
- 2 町長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、内容を審査し、その結果について、管渠延長工事決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 管渠延長工事は、菊陽町が行うものとし、工事に要する費用額は、当該年度において確保された予算の範囲内とする。ただし、管渠の延長距離、布設場所その他の条件により、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(公共汚水柵の設置等)

第4条 公共汚水柵の設置及び管理は、菊陽町が行うものとし、その数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公道に接する宅地(1筆)に1個
- (2) 公道に接する宅地内で、独立した生計を営む住宅用地(共同住宅は一戸と見做す。)については住宅ごとに1個
- (3) 開発行為に伴う土地については、処理開始の公示以前に、公道に接していた土地の筆数に応じ、公道に接した土地の筆数相当数
- (4) 処理開始の公示後、公示前に公道に接していた土地で、一つの土地が分割されて新たな所有者が発生した場合は、その所有者が速やかに農業集落排水施設を使用するときに限り、分割された相当数

2 前項に規定する公共汚水柵の設置に要する費用は、菊陽町の負担とする。

(公共汚水柵の特別設置)

第5条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、公共汚水柵を増設することができる。この場合において、当該増設分に要する費用は、申請者が全額を負担しなければならない。

- (1) 排水設備の設置上、止むを得ないと認められる場合
- (2) 公道に接する1筆の土地で、地形等の都合上1箇所では排水設備工事ができない場合

2 下水の排水基準及び維持管理上特別な事情がある場合は、公共汚水柵を共同化し、又は数箇所に公共汚水柵を設置することができる。

(公共汚水柵の設置箇所)

第6条 公共汚水柵は、公道との境界線から私有地内1メートル以内に設置するものとする。ただし、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に規定する特定施設からの排水が流入する公共汚水柵は、維持管理を考慮し、公道内に設置するものとする。

(施行細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月11日要綱第34号)

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。